

報道提供資料

令和8年1月19日

文化財課

文化財保護係長 佐伯 匡芳

内線 5021

直通電話 082-513-5021

「宮島細工の製作用具及び製品」が、国の登録有形民俗文化財へ

令和8年1月23日（金）、国の文化審議会（会長 島谷 弘幸）は、文部科学大臣に対し、次の文化財を文化財保護法第90条の規定により文化財登録原簿に登録するよう、答申を行う予定です。

1 答申予定の有形民俗文化財

みやじまざいく せいさくようぐおよ せいひん
宮島細工の製作用具及び製品

2 文化財の概要

名 称	員 数	所 有 者
宮島細工の製作用具及び製品	890 点	廿日市市（宮島歴史民俗資料館保管）

登録の趣旨

本件は、厳島に伝承されてきた宮島細工の製作用具とその製品のまとめた収集であり、当地の木工製品に特有の割物、挽物、彫物という三つの細工技術をよく示す資料群となっている。

木材の加工を専業とする職能の様相や、門前町として栄えてきたこの地域の産業の特色を示す資料群であり、我が国における木工技術の地域的な展開を理解する上で注目される。

文化財の特徴など

木工製品の宮島細工には、杓子などの「割物細工」、丸盆などの「挽物細工」、製品の表面に精巧な文様を施す「彫物細工」の三つがある。

宮島細工は、厳島神社の造営・修理などに携わった宮大工や指物師の技術を基盤として発展した木工製品であり、材料となるケヤキやクワなどの原木の木目や手触りを生かした仕上げを特徴とする。

本収集は、カンナ類や足踏みロクロ、彫刻刀など、宮島細工に特有の三つの細工技術を伝える一連の製作用具と各種の製品で構成されている。

3 今後の予定

答申の約2か月後に、登録原簿に登録予定。



製作用具と主な製品



宮島細工の製品

登録有形民俗文化財とは

重要有形民俗文化財以外の民俗文化財（地方指定を除く）のうち保存及び活用のための措置が特に必要なものを登録し、届出制と指導・助言・勧告を基本とする緩やかな保護が図られている。

<登録基準>

- 一 形態、製作技法、用法等において我が国民の生活文化の特色を示すもので典型的なもの
- 二 有形の民俗文化財の収集であって、その目的、内容等が歴史的変遷、時代的特色、地域的特色、技術的特色、生活様式の特色又は職能の様相を示すもの
- 三 我が国民以外の人々に係る有形の民俗文化財又はその収集であって、我が国民の生活文化との関連を示すもののうち重要なもの

県内所在 国指定・県指定文化財等件数一覧

官報告示後

国 指 定 文 化 財		県 指 定 文 化 財		合計
種 別 (種 類)	件 数	種 別 (種 類)	件 数	
国宝	建 造 物	7		7
	絵 画	2		2
	工 芸 品	16		16
	書跡・典籍・古文書	1		1
	小 計	26		26
重要文化財	建 造 物	59	建 造 物	45
	絵 画	11	絵 画	52
	彫 刻	43	彫 刻	94
	工 芸 品	61	工 芸 品	55
	書跡・典籍・古文書	20	書跡・典籍・古文書	51
	考 古 資 料	5	考 古 資 料	18
	歴 史 資 料	5	歴 史 資 料	4
小 計		204	小 計	319
重 要 無 形 文 化 財			無 形 文 化 財	2
重 要 有 形 民 俗 文 化 財			有 形 民 俗 文 化 財	5
重 要 無 形 民 俗 文 化 財			無 形 民 俗 文 化 財	68
記念物	特別史跡・特別名勝	1	記念物	1
	特 别 史 跡	2		2
	特 别 名 勝	1		1
	特 别 天 然 記 念 物	2		2
	史 跡	28		史 跡
	名 勝	7		125
	天 然 記 念 物	15		153
	小 計	56		名 勝 天 然 記 念 物
重 要 伝 統 的 建 造 物 群			小 計	1
合 計		301	合 計	246
			合 計	302
			合 計	4
			合 計	941

国 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	11
国 選定保存技術	2
国 登 錄 文 化 財	321
登 錄 有 形 文 化 財 (建造物)	321
登 錄 有 形 民 俗 文 化 財	2 (+1)
登 錄 記 念 物	3

※1 網かけ部分が、今回答申される文化財に関係する部分である。

※2 件数は、今回登録の答申後、告示がなされた後のものである。 () は変更件数。

※3 上記件数には、答申後未告示の件数を含む。